

## 事前協議事業者の辞退等について

### 【1】事前協議事業者の辞退について

#### 1 地域密着型通所介護

令和5年9月14日付で事前協議事業者として決定し、令和6年7月1日付で指定を予定していました1事業者2事業計画について、地域密着型サービス等事前協議事業者決定辞退届出書を令和6年5月21日付で受理いたしました。

##### ① 辞退となった事業計画概要

事業所の 所在する区	事業所の 日常生活圏域	建物の状況	定員
青葉区	第一中学校区	未改修	18名
太白区	郡山中学校区	未改修	18名

##### ② 辞退の理由

介護事業に参入することが初めてであることも影響し、生活相談員等の資格要件を満たす人員の採用が難航。期日どおりに事業開始ができる見込みが立たなくなったことから、辞退するに至った。

### 【2】事前協議事業者の決定取り消しについて

#### 1 （介護予防）認知症対応型共同生活介護

##### ・ 有限会社朋悠生活研究舎

令和5年度公募において、直近の収益構造の改善を図るなど、課題克服が事業実施の条件として令和6年2月7日付で事前協議事業者として決定しましたが、下記事由により条件を満たすことが確認できなかったため、令和6年5月1日付で地域密着型サービス等事前協議事業者の決定を取り消しました。

##### ① 取り消しとなった事業計画概要

事業所の 所在する区	事業所の 日常生活圏域	整備区分	定員
太白区	山田中学校区	新設	18名

##### ② 取り消しの理由

今後の収支見通しに関して具体的な改善策が確認できず、加えて条件付き採択後に建物の賃借料に伴う確約書の内容が変更されている等、今後の収支見通しに更なる不安な面が見られた。また、公募の要件としている令和7年4月1日までの開所が困難と見込まれたため。